

お知らせ

北本市副市長に 新井信弘さん(56歳)が就任

新井信弘さん(中丸)が、6月1日付で北本市副市長に就任しました。

新井さんは、北本市の市民経済部長、行政経営部長、政策推進部長などを歴任しています。



☎市長公室秘書担当
(☎ 594-5502)

寄附金ありがとうございます

いただいた寄附金はよりよい市政運営のために利用します。

- ・北本市水泳連盟より、教育活動への支援として22万4,074円
- ・宗教法人解脱会より市政運営全般への支援として200万円

☎市長公室シティプロモーション・広報担当 (☎ 511-9119)

固定資産評価審査委員会委員に 清水年子さんが再任

清水年子さん(深井)が6月23日付で固定資産評価審査委員会委員に再任されました。

☎市長公室秘書担当 (☎ 594-5502)

人権擁護委員の委嘱

太田清美さん(石戸宿)が、7月1日付で法務大臣から人権擁護委員に再任されました。

☎人権推進課 (☎ 594-5506)

後期高齢者医療制度

●新しい被保険者証(保険証)の郵送
7月中旬に郵送します(窓口負担の割合は令和5年度住民税課税所得額をもとに判定)。

●限度額適用・標準負担額減額認定の申請
同一世帯の全員が住民税非課税で低所得区分に該当する人は、申請により病院窓口での支払いが自己負担

限度額までとなり、入院時の食事代が軽減されます。

●限度額適用認定の申請

新しい被保険者証の一部負担金(窓口負担)の割合が3割に該当し、住民税課税所得が690万円未満の人は、申請により病院窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

●保険料の納付方法の変更

後期高齢者医療保険料を年金からの天引きで納付している人は、希望により口座振替に変更できます。

☎保険年金課

後期高齢者医療担当
(☎ 594-5542)



空き家実態調査を実施

市で業務委託した業者の調査員が、指定の腕章等を着用し、市内を巡回して空き家実態調査を行います。

☎7月~9月 ☎市内全域

☎都市計画政策課営繕・住宅担当
(☎ 594-5551)

市役所の人事

	新職名	氏名	旧職名
昇格 (6月1日付)	政策推進部長	福島 弘行	政策推進部副部長兼政策推進課長
	市民経済部くらし安全課長	小原 到	都市整備部都市計画政策課都市計画政策担当主幹(GL)兼南部地域整備担当主幹
異動 (6月1日付)	政策推進部副部長兼政策推進課長	浦 直樹	市民経済部副部長兼くらし安全課長

	職名	氏名
退職 (5月31日付)	政策推進部長	新井 信弘

※課長相当職以上を掲載。GLはグループリーダー

☎総務課職員担当 (☎ 594-5508)

(広告)

家族葬は 北本セレモホールへお任せください

年中無休 安心の24時間対応 ☎ 0120-16-5940

北本セレモホール
北本市宮内7-179
Tel: 048-591-2288
大駐車場・霊安室完備

事前相談受付中
ご葬儀に関する様々な「希望」「不安」など何でもご相談頂いております!

セレモの会員制度 さくらさぼーと 会員募集中
多くの割引特典
入会金は1万円のみ

必要なものが入った安心の定額プラン《家族葬・一般葬・1日葬・火葬式対応》
https://ceremohall.com

☎LINE 友達募集! ID[@zue6749s]

国民健康保険に 加入している人へ

●国民健康保険税を滞納している場合 短期証を交付することがあります

短期証(短期被保険者証)は、通常と比べ有効期限が短い被保険者証で、医療費の自己負担割合は通常と同じです。

対象者には案内を送付しますので、担当窓口までお越しください。納税相談後に窓口で交付(更新)します。

☎短期証の交付…保険年金課国民健康保険担当 (☎ 594-5541)
納税相談…税務課納税担当 (☎ 594-5520)

●納税通知書を7月中に送付します
ご確認の上、納期限内に納付してください。

納税義務者 世帯主です。世帯主が職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入していても、同一世帯内

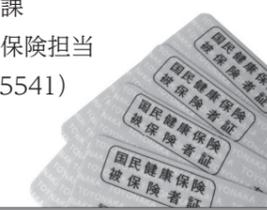
に一人でも国保に加入者がいれば、原則納税義務者(擬制世帯主)となります。

資格 転入等で北本市の住民になった日または退職等で職場の健康保険の資格がなくなった日が取得日となり、その月から課税されます。職場の健康保険に加入したり市外へ転出したりするときは、必ず資格喪失の届出をしてください。

●生活困窮により保険税が減免になる場合があります

生活保護世帯に準じる程度に生活が困窮し、納付が困難と認められる世帯は、国民健康保険税が減免となる場合があります。詳細はお問い合わせください。

☎保険年金課
国民健康保険担当
(☎ 594-5541)



令和4年度下半期の財政状況を 市ホームページに掲載

市では年2回、財政状況を公表しています。令和4年度下半期(令和4年10月1日~令和5年3月31日)の状況について、市ホームページに掲載しましたのでご覧ください。

☎財政課財政担当
(☎ 594-5512)



施設の休館日 7月8日~8月7日

7月17日(月・祝)

・総合福祉センター

7月24日(月)

- ・文化センター ・中央図書館
- ・地区公民館 ・勤労福祉センター
- ・コミュニティセンター
- ・学習センター ・体育センター
- ・健康増進センター
- ・総合公園 ・子供公園

国民年金保険料の納付が難しい場合は、免除や猶予の申請を

保険料を納めることが経済的に困難な場合、申請により「免除」または「猶予」される制度があります。将来の年金受給に影響しますので、対象になる場合は未納のままにせず、「免除」や「猶予」の申請をしてください。

全額免除・一部免除 本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下の場合、所得額に応じて全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除となります。

納付猶予 50歳未満の人で、本人および配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

免除申請可能期間 申請時点の2年1か月前の月分まで

免除申請の受付 7月から令和5年度分(7月~令和6年6月分)の申請受付開始

申請に必要なもの

- ・本人確認書類、基礎年金番号通知書、年金手帳または基礎年金番号がわかるもの(納付書等)
- ・申請理由が失業の場合は、ハローワークの雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票の写し

☎保険年金課国民年金担当 (☎594-5543)、
大宮年金事務所 (☎048-652-3399)
※自動音声案内「2」の後に「2」

(広告)

ニッポンの窓をよくしたい MADO ショップ北本店

MADO ショップ
(有)大川ガラス
シャッター・網戸・玄関
北本市下石戸下470
☎048-591-0967

防音・防犯・窓のリフォームできます!

出張スマホ教室

携帯関係のお仕事に20年勤務し、携帯ショップや市役所で教室を行う講師がご希望の場所に出張して丁寧にお教えます!

☎ 090-8687-9042
☎ sunson9042@gmail.com

無料相談受付中
サンサン 担当 上野